

自社株移転の課税【詳細】

2012/08/21 作成

採取法規一覧

相続税法 第十一条（相続税の課税）

相続税法 第二十一条（贈与税の課税）

相続税法 第二十一条の三（贈与税の非課税財産）

相続税法 第七条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合）

相続税法 第九条（みなし贈与）

相続税法基本通達 9-1（「利益を受けた」の意義）

相続税法基本通達 9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）

所得税法 第二十五条（配当等とみなす金額）

租税特別措置法 第九条の七（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみ
なし配当課税の特例）

所得税法 第三十三条（譲渡所得）

租税特別措置法 第三十七条の十（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

所得税法 第五十七条の四（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）

所得税法 第五十九条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

所得税法施行令 第八十四条（株式等を取得する権利の価額）【不明】

所得税法 第九十二条（配当控除）

所得税法施行令 第百六十九条（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

所得税法基本通達 59-1（財産の抛出）

所得税法基本通達 59-2（低額譲渡）【不明】

所得税法基本通達 59-3（同族会社等に対する低額譲渡）OK

所得税法基本通達 59-4（一の契約により2以上の資産を譲渡した場合の低額譲渡の判定）

所得税法基本通達 59-5（借地権等の設定及び借地の無償返還）

所得税法基本通達 59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）

所得税法基本通達 23~35 共-9（株式等を取得する権利の価額）

法人税法基本通達 9-1-13（上場有価証券等以外の株式の価額）

法人税法基本通達 9-1-14（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）

法人税法基本通達 4-1-6（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）

法人税 第二条（定義）

法人税 第二条十（同族の定義）

法人税法施行令 第四条（同族関係者の範囲）

法人税法 第二十二条（各事業年度の所得の金額の計算：無償譲渡の受贈益課税）

法人税法 第二十四条（配当等の額とみなす金額）

法人税法 第二十五条（資産の評価益の益金不算入等）

法人税法 第三十三条（資産の評価損の損金不算入等：例外）

会社法 第一百六十条（特定の株主からの取得）

会社法 第四百六十一条（配当等の制限）

相続税法第十一条（相続税の課税）

相続税は、この節及び第三節に定めるところにより、**相続**又は**遺贈**により財産を取得した者の被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額（以下この節及び第三節において「相続税の総額」という。）を計算し、当該相続税の総額を基礎としてそれぞれこれらの事由により財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する。

【相続と遺贈には相続税が課せられる。】

相続税法第二十一条（贈与税の課税）

贈与税は、この節及び次節に定めるところにより、贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する。

相続税法第二十一条の三（贈与税の非課税財産）

次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 法人からの贈与により取得した財産

【これは理解できない】

相続税法第七条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合）

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、**当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価【当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額】との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与【当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈】により取得したものとみなす**。ただし、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

【資産の低額譲渡は贈与とみなす】

相続税法第九条（みなし贈与）

第五条から前条まで及び次節に規定する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額【対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額】を当該利益を受けさせた者から贈与【当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈】により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分

の金額については、この限りでない。

【低額対価による利益の教授は贈与とみなす】

相続税法基本通達 9-1(「利益を受けた」の意義)

法第 9 条に規定する「利益を受けた」とは、おおむね利益を受けた者の財産の増加又は債務の減少があった場合等をいい、労務の提供等を受けたような場合は、これに含まないものとする

相続税法基本通達 9-2(株式又は出資の価額が増加した場合)

同族会社(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その**株主**又は社員が**当該株式**又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から**贈与によって取得したものとして取り扱うものとする**。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。(昭 57 直資 7-177 改正、平 15 課資 2-1 改正)

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 **当該財産を提供した者**
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 **当該現物出資をした者**
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 **当該債務の免除、引受け又は弁済をした者**
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 **当該財産の譲渡をした者**

所得税法第二十五条 (配当等とみなす金額)

法人【法人税法第二条第六号 (定義) に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。】の**株主等**が**当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合**において、**その金銭の額及び金銭以外の資産の価額**【同条第十二号の十五 に規定する**適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額**】の合計額が当該法人の同条第十六号 に規定する**資本金等の額**又は同条第十七号の二 に規定する**連結個別資本金等の額**のうちその交付の基因となつた**当該法人の株式**又は出資に**対応する部分の金額を超えるときは**、この法律の規定の適用については、**その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は**、前条第一項に規定する**剰余金の配当、利益の配当**又は**剰余金の分配**とみなす。

- 一 **当該法人の合併**【法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、法人税法第二条第十二号の八 に規定する適格合併を除く。】
- 二 **当該法人の分割型分割**【法人税法第二条第十二号の十二 に規定する適格分割型分割を除く。】
- 三 **当該法人の資本の払戻し**【株式に係る剰余金の配当 (資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。】又は当該法人の解散による**残余財産の分配**
- 四 **当該法人の自己の株式又は出資の取得**【金融商品取引法第二条第十六項 (定義) に規定する金融商

品取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び第五十七条の四第三項第一号 から第三号 まで(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)に掲げる株式又は出資の同項 に規定する場合に該当する場合における取得を除く。】

五 **当該法人の出資の消却**【取得した出資について行うものを除く。】、当該法人の出資の払戻し、当該法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は当該法人の株式若しくは出資を当該法人が取得することなく消滅させること。

六 **当該法人の組織変更**【当該組織変更の際して当該組織変更をした当該法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。】

2 前項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【配当は範囲が広い、株式の対価・出資金の対価など医療法人持分もこの規則】

租税特別措置法第九条の七(相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみならず配当課税の特例)

相続又は遺贈【贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。】による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項 又は第二十九条第一項 の規定による申告書【これらの申告書の提出後において同法第四条 に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項 の規定による申告書】の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格【相続税法第十九条 又は第二十一条の十四 から第二十一条の十八 までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額】の計算の基礎に算入された金融商品取引法第二条第十六項 に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社以外の株式会社【以下この項において「非上場会社」という。】の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第二条第十六号 に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二 に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項 に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第三項(第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第三項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【相続金庫株ではみなし配当の扱いはしない】

所得税法第三十三条（譲渡所得）

譲渡所得とは、**資産の譲渡**【建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。】による所得をいう。

- 2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。
 - 一 たな卸資産【これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。】の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得
 - 二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得
- 3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額【当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。】から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。
 - 一 資産の譲渡【前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。】でその資産の取得の日以後五年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）
 - 二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの
- 4 前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、**五十万円**（譲渡益が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。
- 5 第三項の規定により譲渡益から同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除する場合には、まず、当該譲渡益のうち同項第一号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする。

【譲渡の基本総合課税、5年超は別途】

租税特別措置法第三十七条の十（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十六年一月一日以後に**株式等の譲渡**【金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条、第三十七条の十一の二及び第三十七条の十二の二において同じ。】をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得【所得税法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「**株式等に係る譲渡所得等**」という。】については、所得税法第二十二條及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、**他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額**として政令で定めるところにより計算した金額【以下この項において「**株式等に係る譲渡所得等の金額**」という。】に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額【**株式等に係る譲渡所得等の金額**（第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。】の**百分の十五**に相当する金額に相当する**所得税を課する**。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法 其他所得税に関する法令の規定

の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

【株式は分離課税】

所得税法第五十七条の四（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）

居住者が、各年において、その有する株式【以下この項において「旧株」という。】につき、その旧株を発行した法人の行つた株式交換【当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の六の四（定義）に規定する株式交換完全親法人（以下この項において「株式交換完全親法人」という。）の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資（当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。】により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式の交付を受けた場合又はその旧株を発行した法人の行つた同条第十二号の十六に規定する適格株式交換【当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。】により当該旧株を有しないこととなつた場合には、第二十七条（事業所得）、第三十三条（譲渡所得）、第三十五条（雑所得）又は第五十九条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、これらの旧株の譲渡又は贈与がなかつたものとみなす。

2 居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行つた株式移転（当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の七に規定する株式移転完全親法人（以下この項において「株式移転完全親法人」という。）の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式移転完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

3 居住者が、各年において、その有する次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。）には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該有価証券の譲渡がなかつたものとみなす。

- 一 取得請求権付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等が当該法人に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。） 当該取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該請求権の行使
- 二 取得条項付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該法人が一定の事由（以

下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件として当該株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。) 当該取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合(その取得の対象となつた種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含む。)の当該取得事由の発生

- 三 全部取得条項付種類株式(ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議(以下この号において「取得決議」という。)によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。) 当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式(当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。)以外の資産(当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されない場合の当該取得決議
- 四 新株予約権付社債についての社債 当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式が交付される場合の当該新株予約権の行使
- 五 取得条項付新株予約権(新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいい、当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額で交付された当該新株予約権その他の政令で定めるものを除く。) 当該取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生
- 六 取得条項付新株予約権(新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいう。)が付された新株予約権付社債 当該取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

4 前三項の規定の適用がある場合における居住者が取得した有価証券の取得価額の計算その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【良く分からないが、株式交換では税制適格であれば非課税】

所得税法第五十九条(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

次に掲げる事由により居住者の有する山林【事業所得の基因となるものを除く。】又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与【**法人に対するものに限る。**】又は相続【**限定承認に係るものに限る。**】若しくは遺贈【**法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。**】

二 **著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡【法人に対するものに限る。】**

2 居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、**当該対価の額**が当該資産の譲渡に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する**必要経費**又は**取得費**及び**譲渡に要した費用**の額の**合計額に満たないときは**、その不足額は、その山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

【実際に交付される金銭ではなく、時価が交付されたものとし、課税する】

所得税法施行令第八十四条（株式等を取득する権利の価額）【不明】

発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第三十六条第二項（収入金額）の価額は、当該権利の行使により取得した株式（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）のその行使の日（第五号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

一 商法 等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条（商法 の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項（**取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得**）の決議に基づき与えられた同項第三号 に規定する権利 当該権利の行使に係る株式の譲渡価額

二 商法 等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号。以下この号において「商法 等改正法」という。）第一条（商法 の一部改正）の規定による改正前の商法第二百十条ノ十九第二項（**取締役又は使用人に対する新株引受権の付与**）の決議に基づき与えられた同項 に規定する新株の引受権 当該新株の引受権の行使に係る新株の発行価額（商法 等改正法附則第六条第二項（取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置）の規定に基づき、当該新株の引受権の行使により当該発行人の有する自己の株式の移転を受けた場合には、当該株式の譲渡価額）

三 会社法 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条（商法 の一部改正）の規定による改正前の商法第二百十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議に基づき発行された同項 に規定する新株予約権 当該新株予約権の行使に係る新株の発行価額（当該新株予約権の行使により**当該発行人の有する自己の株式の移転を受けた場合**には、当該株式の譲渡価額）

四 会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項 に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。）当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

五 株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合における当該株式を取得する権利（前各号に掲げるものを除く。） 当該権利の行使に係る当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

所得税法第九十二条（配当控除）

居住者が**剰余金の配当**（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、**利益の配当**（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、**剰余金の分**

配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）又は**証券投資信託の収益の分配**（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）**に係る配当所得**（外国法人から受けるこれらの金額に係るもの（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。）を除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に**掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。**

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の五を乗じて計算した金額

二 その年分の課税総所得金額が千万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の二・五を乗じて計算した金額

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

3 第一項の規定による控除は、**配当控除**という。

【配当には配当控除がある。】

所得税施行令第百六十九条（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

法第五十九条第一項第二号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の**二分の一に満たない金額**とする。

所得税法基本通達 59-1 (財産の抛出)

法第 59 条第 1 項第 1 号に規定する贈与には、一般財団法人の設立を目的とする財産の抛出を含むものとする。(平 19 課資 3-5、課個 2-15、課審 6-9、平 20 課資 3-4、課個 2-33、課審 6-18 改正)

所得税法基本通達 59-2 (低額譲渡) 【不明】

所得税法第 59 条第 1 項第 2 号に規定する「対価」には、法第 36 条第 1 項《収入金額》に規定する金銭以外の物又は権利その他経済的な利益も含まれるから、贈与名義による法人に対する資産の移転であっても、当該移転に伴い債務を引き受けさせることなどによる経済的な利益による収入がある場合には、当該移転については、法第 59 条第 1 項第 1 号の規定の適用はなく、当該経済的な利益による収入に基づいて同項第 2 号の規定の適用の有無を判定する。(昭 50 直資 3-11、直所 3-19 改正)

所得税法基本通達 59-3 (同族会社等に対する低額譲渡) OK

山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産を法人に対し時価の 2 分の 1 以上の対価で譲渡した場合には、法第 59 条第 1 項第 2 号の規定の適用はないが、時価の 2 分の 1 以上の対価による法人に対する譲渡であっても、その譲渡が法第 157 条《同族会社等の行為又は計算の否認》の規定に該当する場合には、同条の規定により、税務署長の認めるところによって、当該資産の時価に相当する金額により山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することができる。(昭 50 直資 3-11、直所 3-19 追加)

所得税法基本通達 59-4 (一の契約により 2 以上の資産を譲渡した場合の低額譲渡の判定)

法人に対し一の契約により 2 以上の資産を譲渡した場合において、当該資産の譲渡が法第 59 条第 1 項第 2 号に掲げる低額譲渡に該当するかどうかを判定するときは、たとえ、当該契約において当該譲渡した個々の資産の全部又は一部について対価の額が定められている場合であっても、当該個々の資産ごとに判定するのではなく、当該契約ごとに当該契約により譲渡したすべての資産の対価の額の合計額を基として判定する。(昭 50 直資 3-11、直所 3-19 追加)

所得税法基本通達 59-5 (借地権等の設定及び借地の無償返還)

法第 59 条第 1 項に規定する「譲渡所得の基因となる資産の移転」には、借地権等の設定は含まれないのであるが、借地の返還は、その返還が次に掲げるような理由に基づくものである場合を除き、これに含まれる。(昭 56 直資 3-2、直所 3-3 追加)

- (1) 借地権等の設定に係る契約書において、将来借地を無償で返還することが定められていること。
- (2) 当該土地の使用の目的が、単に物品置場、駐車場等として土地を更地のまま使用し、又は仮営業所、仮店舗等の簡易な建物の敷地として使用していたものであること。
- (3) 借地上の建物が著しく老朽化したことその他これに類する事由により、借地権が消滅し、又はこれを存続させることが困難であると認められる事情が生じたこと。

所得税法基本通達 59-6 (株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)

法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式【株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。】である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23~35 共-9 に準じて算定した価額による。この場合、23~35 共-9 の(4)ニに定める「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審(資) 17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の 178 から 189-7 まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。(平 12 課資 3-8、課所 4-29 追加、平 14 課資 3-11、平 16 課資 3-3、平 18 課資 3-12、課個 2-20、課審 6-12、平 21 課資 3-5、課個 2-14、課審 6-12 改正)

- (1) 財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合（同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。）において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時ににおける価額によること。
- (4) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

【法人向けは中心的同族株は常に小会社】

所得税法基本通達 23～35 共-9（株式等を取得する権利の価額）

令第 84 条第 1 号から第 4 号までに掲げる権利の行使の日又は同条第 5 号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日【払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。】における同条本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。【昭 49 直所 2-23、平 10 課法 8-2、課所 4-5、平 11 課所 4-1、平 14 課個 2-5、課資 3-3、課法 8-3、課審 3-118、平 14 課個 2-22、課資 3-5、課法 8-10、課審 3-197、平 17 課個 2-23、課資 3-5、課法 8-6、課審 4-113、平 18 課個 2-18、課資 3-10、課審 4-114、平 19 課個 2-11、課資 3-1、課法 9-5、課審 4-26 改正】

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第 130 条《総取引高、価格等の通知等》の規定により公表された最終の価格【同条の規定により公表された最終の価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格又は最終の気配相場の価格とする。】による。なお、2 以上の金融商品取引所に同一の区分に属する価格があるときは、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する新株【当該権利の行使があったことにより発行された株式をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。】に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該新株が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該新株につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の新株に係る旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格

と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式【金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式】で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し【以下この項において「公募等」という。】が行われるもの（イに該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

ハ 売買実例のないものでその株式の発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項《新株予約権の行使に関する調書》に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

【類似業種か純資産で判断する】

法人税法基本通達 9-1-13（上場有価証券等以外の株式の価額）

上場有価証券等以外の株式につき法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。（昭55年直法2-8「三十一」、平2年直法2-6「三」、平12年課法2-7「十六」、平14年課法2-1「十九」、平17年課法2-14「九」、平19年課法2-17「十九」により改正）

(1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額

(2) 公開途上にある株式（金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し（以下9-1-13において「公募等」という。）が行われるもの（(1)に該当するものを除く。）金融商品取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(3) 売買事例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（(2)に該当するものを除く。）当該価額に比準して推定した価額

(4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における **1株当たりの純資産価額等を参酌**して通常取引されると認められる価額

法人税法基本通達 9-1-14（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）

法人が、上場有価証券等以外の株式（(9-1-13の(1)及び(2)に該当するものを除く。）について **法人税法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》**の規定を適用する場合において、事業年度終了の時に於ける当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（以下9-1-14において「**財産評価基本通達**」という。）の **178から189-7**まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。（昭55年直法2-8「三十一」により追加、昭58年直法2-11「七」、平2年直法2-6「三」、平3年課法2-4「八」、平12年課法2-7「十六」、平12年課法2-19「十三」により改正）

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「**中心的な同族株主**」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「**小会社**」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については**当該事業年度終了の時に於ける価額**によること。

(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する**法人税額等に相当する金額は控除しないこと**。

法人税法基本通達 4-1-6（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）

法人が、上場有価証券等以外の株式【4-1-5の(1)及び(2)に該当するものを除く。】について **法人税法第25条第3項**《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、再生計画認可の決定があった時に於ける当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（以下4-1-6において「**財産評価基本通達**」という。）の178から189-7まで《取引相場のな

い株式の評価》の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。(平 17 年課法 2-14「七」により追加、平 19 年課法 2-3「十五」、平 19 年課法 2-17「九」、平 22 年課法 2-1「十三」により改正)

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合(同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「**中心的な同族株主**」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「**小会社**」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該再生計画認可の決定があった時における価額によること。

(3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する**法人税額等に相当する金額は控除しないこと**。

法人税第二条 (定義)

十四 **株主等** 株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十七 **資本積立金額** 法人(連結申告法人を除く。)のイからワまでに掲げる金額の合計額から当該法人のカからムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

ツ 資本若しくは出資の減少(株式の消却及び社員の退社又は脱退によるものを除き、金銭その他の資産を払い戻したものに限る。)又は解散による残余財産の一部の分配(ツにおいて「減資等」という。)の直前の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(ツにおいて「減資資本等金額」という。)から当該減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額)

十八 **利益積立金額** 法人(連結申告法人を除く。)のイからトまでに掲げる金額の合計額から当該法人のチからタまでに掲げる金額の合計額を減算した金額(当該金額のうち当該法人が留保していない金額がある場合には、当該留保していない金額を減算した金額)をいう。

ヲ 第十七号 ツに規定する合計額が同号 ツに規定する減資資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

法人税第二条十 (同族の定義)

同族会社 会社の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。)の三人以下並びにこれらと政令で定める**特殊の関係のある個人及び法人**がその会社の発行済株式の総数又は出資金額(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社をいう。

法人税法施行令第四条 (同族関係者の範囲)

法第二条第十号(同族会社の意義)に規定する政令で定める**特殊の関係のある個人**は、次に掲げる者とする。

一 株主等の親族

- 二 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 三 株主等（個人である株主等に限る。次号において同じ。）の使用人
 - 四 前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
 - 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 2 法第二条第十号 に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる会社とする。
- 一 同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項及び次項において「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において同じ。）が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。次号及び第三号において同じ。）の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額に相当する場合における当該他の会社
 - 二 判定会社株主等の一人及びこれと前号に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額に相当する場合における当該他の会社
 - 三 判定会社株主等の一人及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額に相当する場合における当該他の会社
- 3 同一の個人又は法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）と前項に規定する特殊の関係のある二以上の会社が、判定会社株主等である場合には、その二以上の会社は、相互に同項に規定する特殊の関係のある会社であるものとみなす。

法人税法第二十二條（各事業年度の所得の金額の計算）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第一百五條第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）をいう。

法人税法第二十四條（配当等の額とみなす金額）

1 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人

が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本等の金額又は連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

- 一 合併（適格合併を除く。）
 - 二 分割型分割（適格分割型分割を除く。）
 - 三 資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）又は解散による残余財産の分配
 - 四 株式の消却（取得した株式について行うものを除く。）
 - 五 自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）
 - 六 社員の退社又は脱退による持分の払戻し
- 2 合併法人又は分割承継法人が次に掲げる株式に対し合併又は分割型分割による株式の割当て及び当該株式以外の資産の交付をしなかつた場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人又は分割承継法人が株式割当等（当該合併又は分割型分割による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 一 合併法人、被合併法人又は他の被合併法人が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式
 - 二 分割法人の株式で次に掲げるもの
 - イ 分割承継法人が当該分割型分割の直前に有していたもの
 - ロ 分割承継法人が当該分割型分割により当該分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたもの
- 3 第一項に規定する株式に対応する部分の金額の計算の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法第二十五条（資産の評価益の益金不算入等）

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

- 2 内国法人がその有する資産につき会社更生法（平成十四年法律第五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3 内国法人について民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（評価益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 4 第一項の規定の適用があつた場合において、同項の評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その増額がされなかつたものとみなす。
- 5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細（次項において「評価益明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合（第三十三条第四項（資産の評価損の損金

不算入等)に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合(次項において「評価損がある場合」という。)には、同条第六項に規定する評価損明細(次項において「評価損明細」という。)の記載及び同条第六項に規定する評価損関係書類(次項において「評価損関係書類」という。)の添付がある場合に限る。)に限り、適用する。

- 6 税務署長は、評価益明細(評価損がある場合には、評価益明細又は評価損明細)の記載又は評価益関係書類(評価損がある場合には、評価益関係書類又は評価損関係書類)の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。
- 7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等：例外）

内国法人がその有する資産の**評価換えをしてその帳簿価額を減額**した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、**損金の額に算入しない**。

2 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして**損金経理によりその帳簿価額を減額したときは**、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、**損金の額に算入する**。

3 内国法人がその有する資産につき会社更生法 又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、第一項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 内国法人について民事再生法 の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つていときは、その資産（評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用があつた場合において、同項の評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その減額がされなかつたものとみなす。

6 第四項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

7 税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

8 前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

会社法第六十条（特定の株主からの取得）

株式会社は、第五十六条第一項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、第五十八条第一項の規定による通知を**特定の株主に対して行う旨を定めることができる。**

2 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時まで、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の株主は、第一項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時まで、請求することができる。

4 第一項の特定の株主は、第五十六条第一項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一項の特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

5 第一項の特定の株主を定めた場合における第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）」とあるのは、「第六十条第一項の特定の株主」とする。

会社法第四百六十一条（配当等の制限）

次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における**分配可能額を超えてはならない。**

- 一 第三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り
 - 二 第五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（第六十三条に規定する場合又は第六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。）
 - 三 第五十七条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得
 - 四 第七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得
 - 五 第七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り
 - 六 第九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り
 - 七 第二百三十四条第四項（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該株式会社の株式の買取り
 - 八 剰余金の配当
- 2 前項に規定する「**分配可能額**」とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（以下この節において同じ。）。

- 一 **剰余金の額**
- 二 臨時計算書類につき第四百四十一条第四項の承認（同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認）を受けた場合における次に掲げる額
 - イ 第四百四十一条第一項第二号の**期間の利益**の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
 - ロ 第四百四十一条第一項第二号の期間内に**自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額**
- 三 自己株式の帳簿価額
- 四 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
- 五 第二号に規定する場合における第四百四十一条第一項第二号の期間の損失の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
- 六 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額